

自転車活用推進計画について



国土交通省 自転車活用推進本部

編纂 1

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け(経緯)と位置付け(経緯)
- (2) 自転車活用推進計画の目的
- (3) 自転車活用推進計画の推進体制
- (4) 自転車活用推進計画の推進体制
- (5) 自転車活用推進計画の推進体制



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け(経緯、法律の基本理念等)
- (2) 計画期間
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

- ▶ 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する**目標**と、目標達成のために実施すべき**施策**を記述

3. 自転車の活用の推進に關し講ずべき措置

- ▶ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な**措置**を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

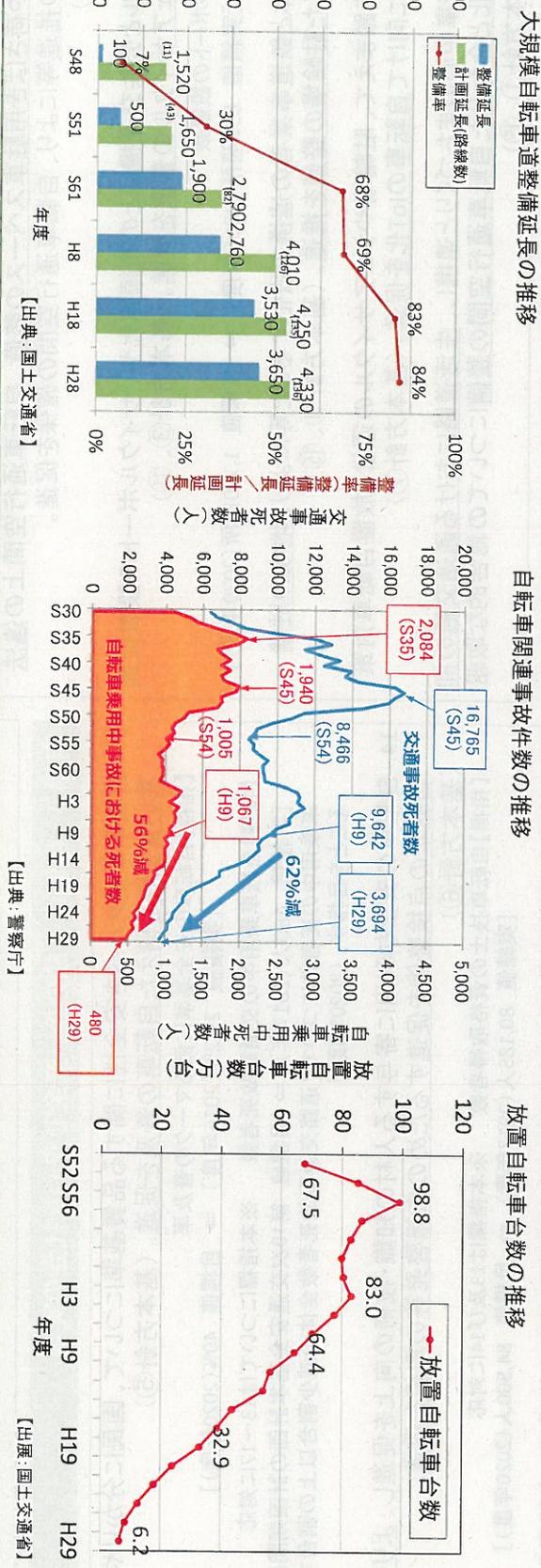
- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 財政上の措置等
- 調査・研究、広報活動等
- 附則に対する今後の取組方針

1. 総論



(1) 自転車活用推進計画の位置付け

- これまで、自転車道の整備等に関する法律や、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進。
- 自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行。
- 自転車活用推進計画は、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付け。



(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

- 【都市環境】**
 - 地球温暖化対策
 - 自転車通行空間の整備
 - 自転車対歩行者の事故
 - コンパクトシティの形成
- 【国民の健康増進】**
 - 健康寿命の延伸
 - 子どもの体力・運動能力
- 【観光地域づくり】**
 - 外国人観光客のニーズ変化
 - インターネット効果の全国拡大
- 【安全・安心】**
 - 交通ルールの周知・教育
 - 製品の安全性、点検整備
 - 災害時の自転車の活用

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策



目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(基本方針①)
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
 【実績値】 0団体(2017年度) ⇒ 目標値 200団体(2020年度)]
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数
 【実績値】 1市町村(2016年度) ⇒ 目標値 10市町村(2020年度)]
2. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進。
 (基本方針②)
3. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進。(基本方針③、⑪)
【指標】サイクルポートの設置数
 【実績値】 852箇所(2016年度) ⇒ 目標値 1,700箇所(2020年度)]
4. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進。(基本方針④、⑮)
5. 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進。(基本方針⑦)
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施。(基本方針①、⑮)

目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進。(基本方針④)
8. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進。
 (基本方針⑩)
9. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進。(基本方針⑨)
10. 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進。(基本方針⑨)
【指標】通勤目的の自転車分担率
 【実績値】 15.2%(2015年度) ⇒ 目標値 16.4%(2020年度)]

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進。(基本方針⑬)
12. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進。(基本方針⑭)
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
 【実績値】 0ルート(2017年度) ⇒ 目標値 40ルート(2020年度)]

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 自転車に備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進。(基本方針⑤)
【指標】自転車の安全基準に係るメーカーの普及率
 【実績値】 29.2%(2016年度) ⇒ 目標値 40%(2020年度)]
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数 ※本指標については13～17に対処
 【実績値】 480人(2017年) ⇒ 目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)]
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進。
 (基本方針⑥)
【指標】自転車技士の資格取得者数 ※本指標は13及び14に対処
 【実績値】 80,185人(2017年度) ⇒ 目標値 84,500人(2020年度)]
15. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進(基本方針⑧)
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進。(基本方針⑧)
【指標】交通安全について指導している学校の割合
 【実績値】 99.6%(36,325校)(2015年度) ⇒ 目標値 100%(36,487校)(2019年度)]
17. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。(再掲)
18. 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心を向上。(基本方針⑭)

3. 自転車の活用推進に関し講ずべき措置



目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

- 措置
- ① 地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援
 - ② ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進
 - ③ 「自転車車線」設置に関する規定の追加
 - ④ 自転車通行空間の事例集作成
 - ⑤ 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用
 - ⑥ 自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討
 - ⑦ オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進
 - ⑧ 自転車の利用促進に関する広報啓発

2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

- 措置
- ① 路外駐車場の整備等の推進
 - ② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する検討
 - ③ パーキング・メーター等の撤去の検討
 - ④ 自転車専用通行帯における駐停車禁止等の検討
 - ⑤ 違法駐車取締りの積極的な推進
 - ⑥ 駐車監視員による違反車両の確認

3. シェアサイクルの普及促進

- 措置
- ① シェアサイクル事業の規制・支援の在り方の検討
 - ② 公共用地・民地等へのサイクルポート設置の在り方の検討
 - ③ 鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進
 - ④ サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進
 - ⑤ 貸出・返却システム共同化の検討
 - ⑥ 交通系ICカードによる利用に向けた運用改善
 - ⑦ 経路検索の対象化に向けた検討
 - ⑧ オリンピック・パラリンピックに向けた重点配備

4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

- 措置
- ① 路上への駐輪場設置の促進に向けた検討
 - ② ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知
 - ③ 鉄道事業者への積極的な協力の要請
 - ④ サイクルラックに関する技術基準の見直し

5. 自転車のIoT化の促進

- 措置
- ① 全国統一のICタグ導入の検討
 - ② シェアサイクルの自転車再配置へのIoT技術の活用
 - ③ 情報通信技術の活用方策に関する調査研究

6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- 措置
- ① まちづくりと連携した自転車施策の推進
 - ② 生活道路における交通安全対策の実施
 - ③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備



3. 自転車の活用推進に関し講ずべき措置

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設整備の促進

措置 ①競技施設整備に対する支援の在り方に関する検討

8. サイクルスポーツ振興の推進

措置 ①既設競輪場や公園等の有効活用の促進 ②多様な自転車の走行環境の在り方に関する検討 ③タンデム自転車の公道走行に関する検討

9. 自転車を活用した健康づくりの推進

措置 ①自転車活用による健康増進に関する広報啓発 ②健康増進と連携した観光事業の促進 ③自転車活用による健康増進の好事例の収集・展開 ④健康増進効果に関する調査研究 ⑤まちづくりと連携した自転車施策の推進（再掲6-①） ⑥生活道路における交通安全対策の実施（再掲6-②） ⑦無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備（再掲6-③）

10. 自転車通勤等の促進

措置 ①自転車通勤拡大のための広報啓発 ②「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの創設 ③国の機関における駐輪場の整備

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際的なサイクリング大会等の誘致

措置 ①国際会議の開催誘致 ②国際的なサイクリング大会に対する支援の在り方の検討

12. 世界に誇るサイクリング環境の創出

措置 ①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備 ②広域的サイクリングロードの整備推進 ③「ナショナルサイクルート」の創設 ④好事例の共有によるサイクルートレイン等の実施拡大 ⑤交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

3. 自転車の活用推進に関し講ずべき措置



目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 安全性の高い自転車普及の促進

措置 ①自転車の安全基準の在り方に関する検討

②消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発

③自転車の積載制限に関する検討

14. 自転車の点検整備の促進

措置 ①自転車技士・自転車安全整備士制度への支援等

②自転車技士・自転車安全整備士の受験要件等に関する検討

15. 自転車の安全利用の促進

①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

②交通安全意識向上を図るための広報啓発

③ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発

④自転車運転者講習制度の着実な運用

⑤交通安全に関する指導技術の向上

⑥高齢者向けの交通安全教室の実施

⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

⑧公務員に対するルールの遵守の徹底

⑨自動車教習所における教育の実施

⑩高齢者をはじめとする多様なニーズに関する自転車製品の開発

⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

⑫リヤカー牽引自転車への交通ルールの周知徹底

⑬地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

16. 学校における交通安全教育の推進

措置 ①交通安全教室の講師へ向けた講習会開催

②交通安全教育の海外先進事例等の周知

③自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施

④自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発 (再掲15-⑦)

17. 自転車通行空間の計画的な整備推進 (1の再掲)

①地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援 (再掲1-①)

②ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進 (再掲1-②)

③「自転車車線」設置に関する規定の追加 (再掲1-③)

④自転車通行空間の事例集作成 (再掲1-④)

⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用 (再掲1-⑤)

⑥自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討 (再掲1-⑥)

⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進 (再掲1-⑦)

18. 災害時における自転車活用の推進

措置 ①災害時における自転車活用に関する検討

②国道事務所等への自転車配備による危機管理体制の強化

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

- 自転車活用推進本部の下、関係府省庁が緊密に連携。
- 地方公共団体に対して地方版推進計画の策定を促し、国、地方公共団体、公共交通事業者、国民等が連携して施策を実施。
- 国、地方公共団体、NPO、関係団体、大学関係者等のスキルアップを目的とした会議等の開催。

(2) 計画のフォローアップと見直し

- 毎年度計画のフォローアップを実施し、計画期末までに計画を見直し。

(3) 調査・研究、広報活動等

- 産官学連携により、自転車の利用実態や、自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究等を実施。
- 自転車に関する統計等の整備。
- 国や関係団体等による協議会を設置し、戦略的な広報活動を実施。

(4) 財政上の措置等

- 国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討。
- 民間団体等が実施する取組に対して、必要に応じて支援。

(5) 附則に対する今後の取組方針

- 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討。
- 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入の促進を図るとともに、新たな保障制度の必要性等について検討。

「自転車活用促進計画」の推進に関する調査報告書

現代の自転車活用促進計画、活用率、二輪車、三輪車、四輪車を対象とした調査結果を、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。本計画の推進に関する調査報告書は、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。

調査

調査方法

① 調査の目的



＜調査対象の自転車＞

本計画に基づき、本計画の推進に関する調査結果を、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。

② 調査の概要

本計画の推進に関する調査報告書は、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。



自転車の活用の推進に関する調査報告書

③ 調査結果



参考1

本計画に基づき、本計画の推進に関する調査結果を、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。

④ 調査のまとめ

本計画の推進に関する調査報告書は、本計画の推進に関する調査報告書にまとめ、公表している。

＜調査対象の自転車＞



1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

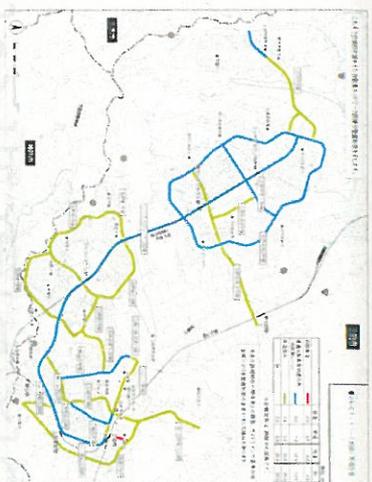
施策

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車がい適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

講ずべき措置

① 地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援

地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。



<自転車ネットワーク計画の例(兵庫県三田市)>
【出典：三田市】

③ 「自転車車線」設置に関する規定の追加

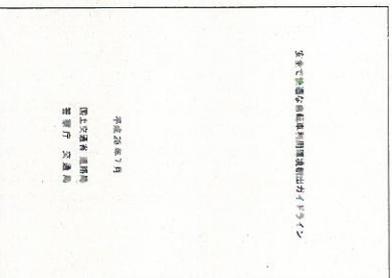
道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な「自転車車線（仮称）」の設置について、道路構造令に新たに規定する。



<自転車専用通行帯の例(埼玉県さいたま市)>
【出典：国土交通省】

② ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進

地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。



<安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン>
【出典：国土交通省、警察庁】

④ 自転車通行空間の事例集作成

路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト削減に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体へ周知を図る。



<自転車の走行性に配慮した排水構造の例(広島県福山市)>
【出典：国土交通省】



1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

⑤ 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用

自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。



＜東京都港区 六本木交差点＞

⑦ オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進

関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。



＜オリンピック・パラリンピックに向けた自転車推奨ルート範囲＞

【出典：東京都】

⑧ 自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討

自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方について検討する。

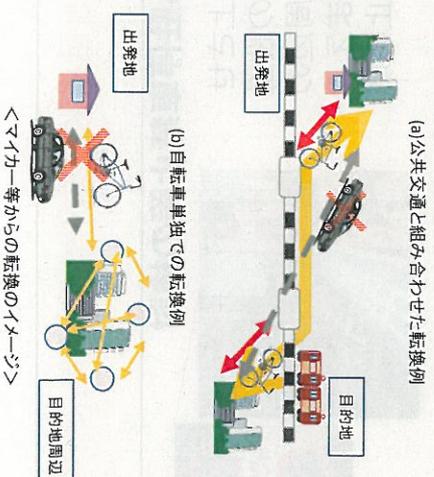


＜自転車通行空間・駐輪場・インタサイクルスポットを表示するWebマップの例(フランス・グルノーブル)＞

【出典：Métromobilité Grenoble】

⑧ 自転車の利用促進に関する広報啓発

マイカー等からの自転車への転換によるCO2の削減量を把握した上で、地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。



＜マイカー等からの転換のイメージ＞

【出典：環境省】



2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

施策

- 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

講ずべき措置

① 路外駐車場の整備等の推進

物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきバースの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組を進める。



<ポットローディングの実験事例(東京都練馬区)>

④ 自転車通行帯における駐停車禁止等の検討

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。



<自転車専用通行帯の駐停車禁止の規制事例>
【出典：国土交通省、警察庁】

② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する検討

植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する弾力的な運用の在り方について検討する。



<荷別き停車帯と通行空間の整備例(盛岡市)>

⑤ 違法駐車取締りの積極的な推進

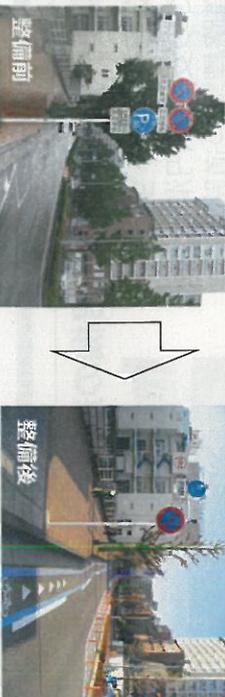
地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。



<違法駐車取締り重点地域例>
【出典：国土交通省、警察庁】

③ パーキング・メーター等の撤去の検討

利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討する。



<パーキングメーターの撤去による自転車専用通行帯整備事例(横浜市)> 【出典：警察庁】

⑥ 駐車監視員による違反車両の確認

駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。



<違法駐車の確認(イメーシ)>
【出典：警察庁】

3. シェアサイクルの普及促進



施策

- シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

講ずべき措置

①シェアサイクル事業の規制・支援の在り方の検討

シェアサイクルの普及促進のため、関係府省庁による検討会を設置し、事業の規制の必要性や支援の在り方等について検討する。



<放置されたシェアサイクル(中国・北京)>

②公共用地・民地等へのサイクルポート設置の在り方の検討

サイクルポート設置の促進を図るため、路上や既設駐輪場等の公共用地や公開空地、コンビニ等の民有地へのサイクルポート設置の在り方について、関係者と連携しつつ検討する。



<公開空地への設置(横浜市)>

③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進

鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。



<駅出口への設置(江東区 豊洲駅)>

④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進

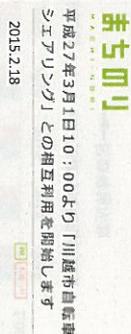
公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。



<ポート近くの自転車通行空間の整備事例(札幌市)>

⑤貸出・返却システム共同化の検討

地方公共団体ごとに構築されているシェアサイクルの貸出・返却システムの共同化について検討する。



<金沢市と川越市の相互利用>
【出典:金沢市・まちのり事務局】

⑥交通系ICカードによる利用に向けた運用改善

シェアサイクル利用者の利便性向上を図るため、個人認証、決済に当たって交通系ICカードのワンタッチ利用が可能となるよう、関係機関に対して運用改善を要請する。

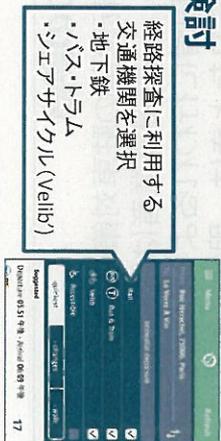


<交通系ICカードでの利用(台湾・台北)>

⑦経路検索の対象化に向けた検討

インターネット等の経路検索の対象となるよう、シェアサイクル関連情報の定型化について検討する。

<シェアサイクルを含んだ経路検索検索アプリ(フランス・パリ)>



⑧オンラインピック・パブリックピックに向けた重点配備

関係する地方公共団体と連携し、オンラインピック・パブリックピック競技大会までにサイクルポートの高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備を実施する。



<ターミナル駅の大規模ポート(イギリス・ロンドン)>

4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進



施策

- 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

講ずべき措置

① 路上への駐輪場設置の促進に向けた検討

路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。



＜路上駐輪施設の例 左：愛媛県松山市 右：東京都中央区＞

② ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知

自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取り組みについてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。

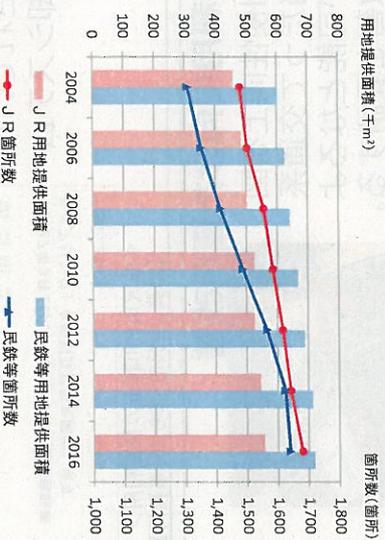


福岡市天神地区の例

＜小規模分散型の駐輪施設の整備事例（福岡県福岡市）＞【出典：国土交通省】

③ 鉄道事業者への積極的な協力の要請

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。」という規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の積極的な協力を求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。



＜鉄道事業者による駐輪場への用地提供の状況＞【出典：国土交通省】

④ サイクルラックに関する技術基準の見直し

多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。



＜電磁ロック式サイクルラック＞

5. 自転車のIoT化の促進



施策

- 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進する。

講ずべき措置

① 全国統一のICタグ導入の検討

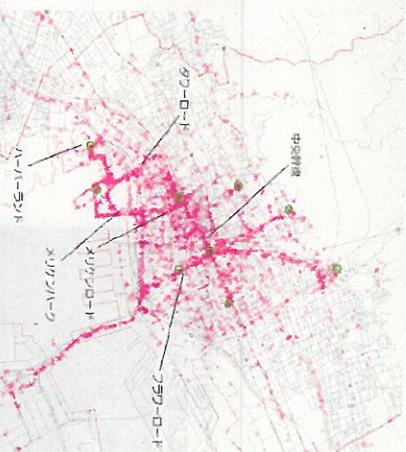
駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に資するよう、全国で統一的な運用が可能なICタグの導入について社会実験等を行いながら検討する。



<ICタグを採用した駐輪場(滋賀県草津市)>

③ 情報通信技術の活用方策に関する調査研究

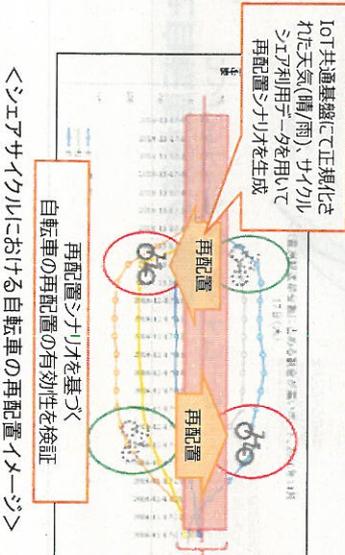
自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策について調査・研究を行う。



GPSデータを用いて、シェアサイクル利用者の都心回遊行動の分析
【出典：走行履歴データを用いたコミュニケーション利用者の都心回遊行動の分析
(日本都市計画学会関西支部研究発表会)】

② シェアサイクルの自転車再配置へのIoT技術の活用

IoT共通基盤技術の研究開発と、同技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置への適用に関する検証を実施する。





6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施

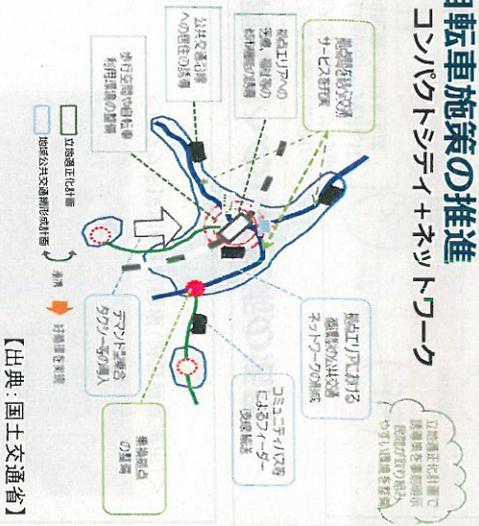
施策

- 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

講ずべき措置

①まちづくりと連携した自転車施策の推進

地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。



【出典：国土交通省】

③無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するため、マニュアルの周知や研修等を実施する。



<無電柱化と合わせた通行空間の整備例(愛媛県松山市)>

②生活道路における交通安全対策の実施

歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。



【出典：国土交通省、警察庁】



7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

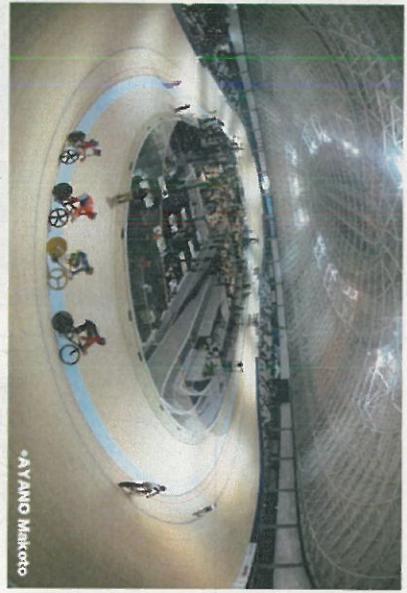
施策

- 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。

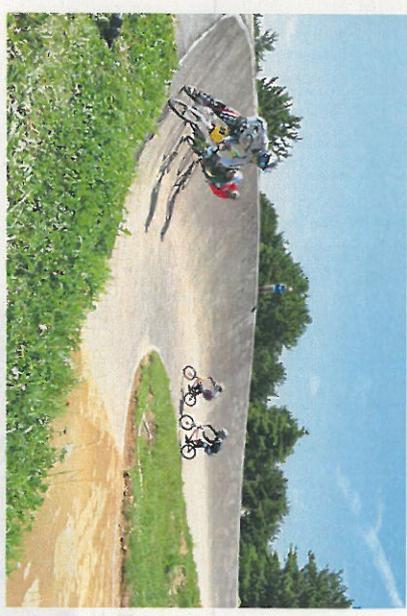
講ずべき措置

① 競技施設整備に対する支援の在り方に関する検討

国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。



<伊豆・ヘロロードム(静岡県)>



<国営ひたち海浜公園BMXコース(茨城県)>



8. サイクルスポーツ振興の推進

施策

- 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

講ずべき措置

① 既設競輪場や公園等の有効活用の促進

サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。



<競輪場の子供たちへの開放>

【出典：大宮競輪場 HP】

③ タンデム自転車の公道走行に関する検討

タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかける。



< IATSS障がい児向け自転車トレーニングWS (愛媛県・松山市)>

② 多様な自転車の走行環境の在り方に関する検討

障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。



<多様な自転車が走行できる通行空間(オランダ・アムステルダム)>

9. 自転車を活用した健康づくりの推進



施策

- 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

講ずべき措置

① 自転車活用による健康増進に関する広報啓発

国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。



＜スマート・ライフ・プロジェクト＞
【出典：厚生労働省】

③ 自転車活用による健康増進の好事例の収集・展開

地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。



＜地域スポーツクラブにおけるマウンテンバイク大会の様子＞
【出典：文部科学省】

② 健康増進と連携した観光事業の促進

サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業・団体等に対して、ウエルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動について、検討及び実施を働きかける。



＜温泉リゾートin加賀温泉郷＞
【出典：（一社）ルート・スポーツ・ジャパン】

④ 健康増進効果に関する調査研究

地方公共団体等と連携して、個人や一定の地域等において、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査研究を進める。



＜自転車通勤ウエルネスプログラム＞

【出典：(株)シマノ、(株)フジクラ】

⑤ まちづくりと連携した自転車施策の推進（再掲6-①）

⑥ 生活道路における交通安全対策の実施（再掲6-②）

⑦ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備（再掲6-③）



10. 自転車通勤等の促進

施策

- 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

講ずべき措置

① 自転車通勤拡大のための広報啓発

関係府省庁及び関係機関が連携し、協議会を設置した上で、自転車通勤に関する課題（通勤手当の支給や、通勤災害への対応、駐輪場や更衣室の設置等）について検討するとともに、自転車通勤導入に関する手引きを作成すること等により、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。



<市主催の自転車通勤促進のためのセミナー(豊橋市)>
【出典：豊橋市】

② 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの創設

企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）を創設し、支援の在り方について検討する。



【出典：国土交通省】

③ 国の機関における駐輪場の整備

国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。



<合同庁舎にシェアサイクルポートを設置した例(札幌市)>
【出典：NPO法人ポロカル】

11. 国際的なサイクリング大会等の誘致



施策

- 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。

講ずべき措置

① 国際会議の開催誘致

自転車の活用に関するポータルサイトを開設し、海外向け情報発信を強化すること等により、地方公共団体等と連携して、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を行う。



<Velo-City GLOBAL 2016(台湾・台北)>



② 国際的なサイクリング大会に対する支援の在り方の検討

国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。



<さいたまクリテリウム>

©Yuzuru SUNADA



12. 世界に誇るサイクリング環境の創出

施策

- 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

講ずべき措置

① 官民連携による先進的なサイクリング環境の整備

太平洋岸自転車道等を対象として、先進的なサイクリング環境の整備を旨とするモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイボツアの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。



＜太平洋岸自転車道＞

【出典：静岡市HP】

② 広域的サイクリングロードの整備推進

大規模自転車道を含めた、広域的なサイクリングロードの整備を推進する。その際、サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、農道や臨港道路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。



＜つくば霞ヶ浦りんりんロード＞

【出典：茨城県HP】

③ 「ナショナルサイクルルート」の創設

日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、ナショナルサイクルルート（仮称）の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件、情報発信の在り方等について検討する。



＜しまなみ海道＞

【出典：JNTO JAPAN: the Official Guide】

④ 好事例の共有によるサイクルトレイン等の実施拡大

鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、バストラクテイスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。



＜サイクリング専用列車B.B.B.A.S.E＞

⑤ 交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実に向けて、施設管理者等の関係者に対して協力を要請する。



＜空港内のサイクリスト受入施設＞

【出典：松山空港HP】

13. 安全性の高い自転車普及の促進



施策

- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。

講ずべき措置

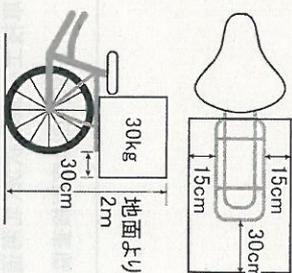
① 自転車の安全基準の在り方に関する検討

JIS規格とISOとの整合化作業を進めつつ、JISをベースとしたSG基準やBAAとの関係の在り方について検討する。併せて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供の在り方についても検討する。



③ 自転車の積載制限に関する検討

自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。



< 自転車の積載方法・重量の制限 >

【出典：東京都自転車安全利用指針(H25.12改定)】

② 消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発

消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報等の収集を行い、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。



< 電動アシスト自転車の商品テスト >

【出典：独立行政法人国民生活センターHP】



14. 自転車の点検整備の促進

施策

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

講ずべき措置

① 自転車技士・自転車安全整備士制度への支援等

一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。



< 自転車安全整備店のマーク等 >
 【出典：日本交通管理技術協会HP】

② 自転車技士・自転車安全整備士の受験要件等に関する検討

自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。



< 自転車技士の試験状況(北海道) >
 【出典：日本車両検査協会HP】

15. 自転車の安全利用の促進



施策

- 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

講ずべき措置

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

地方公共団体や民間団体等とも連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。



【出典：警察庁】

④ 自転車運転者講習制度の着実な運用

一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。



【出典：警察庁】

② 交通安全意識向上を図るための広報啓発

自転車の安全利用について、全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。



【出典：内閣府】

⑤ 交通安全に関する指導技術の向上

交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。



【出典：警察庁】

③ ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発

交通事故の被害を軽減するため、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。



【出典：愛媛県HP】

⑥ 高齢者向けの交通安全教室の実施

高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を引き続き実施する。



＜シニア向け自転車交通安全講習会での自転車シミュレーター＞
【出典：ナリストンHP】

15. 自転車の安全利用の促進



⑦ 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。



<道路管理者による啓発活動(国土交通省・世田谷区)>

⑧ 公務員に対するルールの遵守の徹底

自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。



<市役所職員に対するルールの周知(埼玉県幸手市)>

⑨ 自転車教習所における教育の実施

道路標識や道路標示の意味について学科教育で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。



<自転車専用通行帯の設置された道路を走行する自動車>

⑩ 高齢者をはじめとする多様なニーズに関する自転車製品の開発

高齢者の安全・安心な自転車走行をはじめとする自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援する。



<リヤカー付3輪電動アシスト自転車(ヤマハ発動機(株)、ヤマト運輸(株))>



<TRIKE CARRY 前輪2輪電動アシスト自転車(豊田TRIKE(株))>

⑪ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。



【出典：警察庁】



16. 学校における交通安全教育の推進

施策

- 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。

講ずべき措置

① 交通安全教室の講師へ向けた講習会開催

都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。



<安全利用を促す指導員の育成>

【出典：日本交通安全教育普及協会HP】

③ 自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。



<歩行者と自転車が分離された通学路>

【出典：国土交通省】

② 交通安全教育の海外先進事例等の周知

小中高校生を対象として、生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する海外の効果的な交通安全教育の実践方法や事例等に関係機関へ周知する。



<自転車交通試験の様子(ドイツ)>

【出典：内閣府HP】

④ 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発（再掲15-⑦）

17. 自転車通行空間の計画的な整備推進(1の再掲)



施策

- 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

講ずべき措置

- ① 地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援 (再掲1-①)
- ② ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進 (再掲1-②)
- ③ 「自転車車線」設置に関する規定の追加 (再掲1-③)
- ④ 自転車通行空間の事例集の作成 (再掲1-④)
- ⑤ 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用 (再掲1-⑤)
- ⑥ 自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討 (再掲1-⑥)
- ⑦ オンライン・パブリックに向けた自転車通行空間の整備推進 (再掲1-⑦)



18. 災害時における自転車活用の推進

施策

- 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

講ずべき措置

① 災害時における自転車活用に関する検討

被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性について検討するとともに、国土強靱化基本計画の見直しに際し、大規模災害発生時における自転車活用について位置づけるなど、必要が措置を講じる。



<自転車による避難訓練(三沢市立第三中学校)>
【出典：(一財)青森県教育厚生会HP】

② 国道事務所等への自転車配備による危機管理体制の強化

災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。



<道路管理における緊急点検用自転車の配備>

【出典：国土交通省】

自転車は、健康増進、環境保全、交通渋滞の緩和、災害時の避難手段、高齢者の移動手段、観光の促進、地域の活性化、交通安全の向上、国土の保全、国土の形成、国土の整備、国土の発展、国土の繁栄、国土の豊かさを図るための重要な手段として、国・地方公共団体、事業者、国民等が協力して推進するものとする。



自転車活用推進法の目的

本法は、自転車の利用を促進し、自転車の利用による交通事故の防止、自転車の利用による環境汚染の防止、自転車の利用による騒音の防止、自転車の利用による公害の防止、自転車の利用による健康増進の促進、自転車の利用による交通渋滞の緩和、自転車の利用による災害時の避難手段の確保、自転車の利用による高齢者の移動手段の確保、自転車の利用による観光の促進、自転車の利用による地域の活性化、自転車の利用による国土の保全、国土の形成、国土の整備、国土の発展、国土の繁栄、国土の豊かさを図るための重要な手段として、国・地方公共団体、事業者、国民等が協力して推進するものとする。

自転車活用推進法の概要

本法は、自転車の利用を促進し、自転車の利用による交通事故の防止、自転車の利用による環境汚染の防止、自転車の利用による騒音の防止、自転車の利用による公害の防止、自転車の利用による健康増進の促進、自転車の利用による交通渋滞の緩和、自転車の利用による災害時の避難手段の確保、自転車の利用による高齢者の移動手段の確保、自転車の利用による観光の促進、自転車の利用による地域の活性化、自転車の利用による国土の保全、国土の形成、国土の整備、国土の発展、国土の繁栄、国土の豊かさを図るための重要な手段として、国・地方公共団体、事業者、国民等が協力して推進するものとする。

本法は、自転車の利用を促進し、自転車の利用による交通事故の防止、自転車の利用による環境汚染の防止、自転車の利用による騒音の防止、自転車の利用による公害の防止、自転車の利用による健康増進の促進、自転車の利用による交通渋滞の緩和、自転車の利用による災害時の避難手段の確保、自転車の利用による高齢者の移動手段の確保、自転車の利用による観光の促進、自転車の利用による地域の活性化、自転車の利用による国土の保全、国土の形成、国土の整備、国土の発展、国土の繁栄、国土の豊かさを図るための重要な手段として、国・地方公共団体、事業者、国民等が協力して推進するものとする。

参考2



1. 自転車活用推進法の概要

基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

責務

- 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車の日・月間

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

2. 自転車活用推進計画に関する法律上の規定



自転車活用推進計画の要件（自転車活用推進法第9条）

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関する講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

自転車の活用の推進に関する基本方針（法第8条）

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- ① 自転車専用道路等の整備
- ② 路外駐車場の整備等
- ③ シェアサイクル施設の整備
- ④ 自転車競技施設の整備
- ⑤ 高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥ 自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦ 情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧ 交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨ 国民の健康の保持増進
- ⑩ 青少年の体力の向上
- ⑪ 公共交通機関との連携の促進
- ⑫ 災害時の有効活用体制の整備
- ⑬ 自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭ 観光来訪の促進、地域活性化の支援
- ⑮ その他特に必要な施策

